

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

- 私立学校教職員共済法第 25 条において準用する国家公務員共済組合法第 61 条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が加入者等に出産費等（出産費及び家族出産費をいう。以下同じ。）を支給することとされており、その額は私立学校教職員共済法施行令第 6 条において準用する国家公務員共済組合法施行令第 11 条の 3 の 7 の規定により 48 万 8,000 円とされているところ、同条ただし書の規定により事業団が認めた出産の場合にあっては、48 万 8,000 円に文部科学省令で定める金額を加算して支給することとなっている。
- この加算金額が設けられた趣旨としては、産科医療補償制度において、妊産婦が当該制度を活用するための保険金に充当することを想定して設けられている。事業団が認めるにあたり考慮する要件は、同条ただし書に加え、同条第 1 号及び第 2 号に規定されているところ、同条第 1 号に規定する保険契約は実質的に産科医療補償制度における保険契約と同旨のものとなっている。
- 上記の出産費等に対応する制度である出産育児一時金という制度が健康保険においても存在し、出産費等と同様の加算要件である産科医療補償制度における保険契約が出産育児一時金の加算要件についても規定されているところ、後述の健康保険法施行規則第 86 条の 5 の改正により保険契約の要件が追加されるため、私立学校教職員共済法施行規則についても同旨の改正を行うこととする。

2. 健康保険法施行規則第 86 条の 5 の改正概要

- 健康保険法施行令に基づき、被保険者の出産が、厚生労働省令で定める要件に該当する保険契約が締結されているなど一定の要件に該当する病院等による医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、当該保険契約に関し追加的に必要となる費用の額を基準とした金額を加算して出産育児一時金を支給することとされており、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者への補償等を目的として、当該出産育児一時金を原資として、民間の損害保険を活用した産科医療補償制度が運営されている。
- 令和 4 年 1 月の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことや社会保障審議会医療保険部会・医療部会での議論等を踏まえ、令和 7 年 1 月 1 日より、個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児等に対し、産科医療特別給付事業（以下「事業」という。）を実施することとしており、財源としては、制度における保険契約の特約に基づき返還された保険料（以下「返還保険料」という。）を用いることとしている。
- こうした返還保険料の活用などを行う場合には、制度の安定的な運営を確保することが必要であり、上記の保険契約の要件を追加することにより、制度の適切な運営に対する国の関与を明確化することとされた。

3. 改正の内容

- 健康保険法施行規則第 86 条の 5 に規定する保険契約の要件に以下内容が追加される。
 - ・ 産科医療補償制度の安定的な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある事項（保険金の支払基準、返還保険料の取扱いなど）を設定・変更・廃止する場合に、産科医療補償制度の運営組織は、あらかじめ厚生労働大臣に協議していること
 - ・ 返還保険料は、返還保険料の運用、産科医療補償制度における分娩機関の掛金の軽減及び厚生労働大臣が定める事業（※）のためのみに用いられていること
- （※）当該事業については、厚生労働大臣が医療関係者、医療保険者その他の関係者の意見を聴いた上で、産科医療補償制度の安定的な運営に必要であると認めたものに限ること。
- 今回追加をする上記要件は、運営組織が返還保証金を取り扱うに当たり必要な事項を厚生労働大臣が確認するものであり、文部科学大臣が介在するものではないことから、私立学校教職員共済法施行規則第 9 条第 8 項で定める保険契約の要件は、厚生労働省令で定める要件を引用する形で規定する。
- その他所要の改正を行う。

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 12 月 18 日
- 施行期日：令和 7 年 1 月 1 日